



日田駅周辺広場の使用について

日田駅周辺広場の使用について、概要をまとめたものです。
使用にあたって、必ず目をとおしてください。

日田市役所 土木建築部
都市整備課 公園緑地係(5階)
TEL 0973-22-8410
FAX 0973-22-8247
toshi@city.hita.lg.jp

目次

1	日田駅周辺広場の使用について.....	1
(1)	日田駅周辺広場について.....	1
(2)	広場の貸出について.....	1
(3)	貸出施設・設備について.....	1
(4)	使用時間.....	2
2	利用料金について(日田市日田駅周辺広場の設置及び管理に関する条例 第9条).....	2
3	広場の予約について.....	3
(1)	予約申請の時期.....	3
(2)	予約申請方法.....	3
(3)	予約の変更・取り消しについて.....	4
(4)	使用料等の減免.....	4
4	使用の許可について.....	4
(1)	使用内容の確認.....	4
(2)	使用料の納付.....	4
(3)	許可書の携帯.....	4
(4)	使用の取り消し.....	4
5	使用基準について.....	5
(1)	景観への配慮について.....	5
(2)	駅南・駅北自由広場の車両の乗り入れについて.....	5
(3)	駅南交通広場の乗り入れについて.....	5
(4)	敷地内道路について.....	5
(5)	イベント時に火気等を使用する場合の取扱について.....	5
(6)	広場の清掃等について.....	6
(7)	その他.....	6
6	●施設予約の流れについて(概要).....	7

1 日田駅周辺広場の使用について

(1) 日田駅周辺広場について

駅周辺広場は、鉄道利用者のほか、タクシー、バス、自家用車及び自転車など様々な交通機関が集約され、『交通結節点・情報発信の拠点』として、『いつも市民や来訪者の方々が気軽に集う賑わいの場』をコンセプトにしています。

(2) 広場の貸出について

広場の使用にあたっては、「日田駅周辺広場使用許可申請書」(以下、「許可申請書」という。)による申請が必要です。

使用基準に適合しない場合や以下に該当する場合等については、広場の貸出はできません。

- ① 広場を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき
- ② 土地の形質を変更するおそれがあると認められるとき
- ③ 立入禁止区域に立ち入るおそれがあると認められるとき
- ④ 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめておくおそれがあると認められるとき
- ⑤ 広場をその用途以外に使用するおそれがあると認められるとき
- ⑥ その他、広場の管理上支障があると市長が認める行為をするおそれがあるとき

(3) 貸出施設・設備について

日田駅周辺広場では、「日田駅南広場」及び「日田駅北広場」を整備し、貸出を行っています。また、電気や給排水設備等を設置しており、イベント時等に使用することが出来ます。

※広場の貸出は、原則、あらかじめ設定した区画での貸し出しとなります。

詳細な区画割は、別紙「日田駅周辺広場 区割り図面」をご覧ください。

電気の使用については、事前に市へご相談ください

【施設の広さ】	
日田駅南広場(全面)	1,540平方メートル
日田駅南広場(石張り面)	790平方メートル
日田駅南広場(アスファルト舗装面)	750平方メートル
日田駅北広場(芝生広場全面+園内道路)	1,160平方メートル
日田駅北広場(全面)	770平方メートル
日田駅北広場(芝生部のみ)	410平方メートル

【広場内の設備】	
<日田駅南広場>	
100V(1回線20A使用可能)のコンセントBOX	10箇所
100V(1回線30A使用可能)のコンセントBOX	2箇所
上下水道施設	12箇所
グリース・トラップ	1箇所
<日田駅北広場>	
100V(1回線15A使用可能)のコンセントBOX	1箇所
上下水道施設	2箇所

※ 施設の貸出及び各設備を使用する場合は、使用の手続きと別途使用料金等が必要となります。
※ グリース・トラップ(阻集器)を使用する場合は、下記2点が必要となります。
①清掃及び処分…申請者(使用者)が、イベント終了時に専門業者(産業廃棄物収集運搬業許可業者)へ依頼してください。
②清掃完了後は職員が確認を行いますので、都市整備課へ清掃確認の依頼をしてください。

※駅南広場の一部については、駅南広場と日田駅舎2階を生かし、『駅周辺に居住する方や訪れる方々のリビング』『日田に来た人たちの玄関口であり情報が得られる場所』『学生が何気なく寄り集まる場所』『多種多様な方々が交流し情報が発信される場所』など、人を中心としたコンテンツを生み出す事を目的とした事業が開催される場合は、使用できない場所があります。
 ※その他広場エリア(有料駐車場を除く)については事前協議が必要です。

(4) 使用時間

原則 午前8時から午後10時まで

(使用時間外に使用(設営撤去作業を含む)する場合は、事前に協議が必要です。)

～駐車場について～

駅南広場・駅北広場それぞれに市営駐車場(有料)が設置されています

駐車可能台数	
日田駅南広場	12台(内身障者用1台)
日田駅北広場	2台(内身障者用1台)

【注意】料金は、最初の55分は100円(うち30分間無料)、以降55分毎100円
 問合せ先 日田市市民課生活安全係(市役所1階)
 住所 日田市田島2丁目6-1
 電話 0973-22-8395(直通)

2 利用料金について(日田市日田駅周辺広場の設置及び管理に関する条例 第9条)

区分	単位	金額	
広場貸出	行商、募金その他これらに類すること	1平方メートル1日につき	110円
	業として写真又は映画を撮影すること	写真機1台1日につき	550円
	営利行為又は営利的行為に付随すること	1平方メートル1日につき	22円
	博覧会、集会その他これらに類すること	1平方メートル1日につき	2.2円
設備	常設電灯以外の電気を使用する場合	1日につき	420円
	給排水設備を使用する場合	1日につき	250円

(計算例)

”集会”で”駅南広場(石張り面)”を利用し、付帯設備である”電気”・”給排水設備”も使用する場合

$$2.2円 \times 790m^2 + (420円 + 250円) = 2,408円$$

(参考)料金計算の目安。付帯設備利用の有無など申請内容により最終的に決定します。

使用場所	目的	面積	金額(1㎡)	料金
日田駅南広場(1区画)	行商	25㎡	110円	2,750円
日田駅南広場(石張り面)	営利行為	790㎡	22円	17,380円
日田駅南広場(2区画)	集会	50㎡	2.2円	110円
日田駅北広場(全面)	募金	770㎡	110円	84,700円

※面積に 1 m²未満の端数が生じた場合は、1 m²に切り上げて計算します。

3 広場の予約について

予約の方法については、下記の項目を確認の上、手続きを行って下さい。

申請受付後、内容審査のうえ予約を確定します。

予約確定までに 1～2週間程度お時間を頂く場合がありますので、期間に余裕をもってご予約ください。

(1) 予約申請の時期

予約申請書の提出は、使用予定日の6か月前から可能となります。

施設予約システムについては、6か月前から7日前まで予約可能です。

ただし、広場の利用については市の行事を優先させて頂きます。

(2) 予約申請方法

予約申請方法は、下記の2通りあります。

- ① 窓口申請 … 市都市整備課へ「許可申請書(印鑑不要)」を持参し手続き
- ② オンライン申請 … パソコン・スマートフォンから、「施設予約システム」を使用して予約

① 窓口申請する場合

下記申請書に記入し、広場図面に使用希望範囲(面積)を記載のうえ都市整備課にご提出ください。

【申請書】

- ・使用許可申請書
- ・占用許可申請書

【添付書類】

- ・イベント概要
- ・広場内配置イメージ 等

また、以下に該当する場合は、窓口で申請してください。

- ・使用面積を申請者で設定する場合
- ・使用可能な時間以外の使用を希望する場合
- ・施設予約システムの申請可能期間外に申請する場合

② オンライン申請(「施設予約システム」)する場合

※施設予約システムをご利用になる場合は、事前に「利用者登録」が必要となります。

※空き状況の確認のみであれば、「利用者登録」不要です。

<予約の簡単な流れ>

1. システムにログインし、「施設一覧」から「日田駅周辺広場」を選択します。
2. 希望日時、希望区画を選択し、「申込みトレイに入れる」を選択してください。
3. 「情報入力」ボタンを押下し、申請内容を入力・選択してください。
4. 電気や給排水施設をご利用になる場合は、「附帯設備」ボタンを押下し、希望する設備を選択してください。

5. 申込内容を確認後、「同意して申し込む」を選択することで、仮予約完了となります。

※申込後、イベント概要や配置イメージ等をメールまたは直接都市整備課にご提出ください。



予約システムは
こちら

(3) 予約の変更・取り消しについて

予約の変更・取り消しをする場合は、「日田駅周辺広場使用変更許可申請書」(以下、「変更許可申請書」という。)(印鑑不要)を速やかに提出して下さい。

※施設予約システムで予約申請した場合

審査待ち(仮受付)状態であれば、施設予約システムから予約の取り消しが可能です。

変更の場合は、一度取り消しを行い、再度予約を行ってください。

一度、承認された申請は、施設予約システムから取り消しできません。

承認後の変更・取り消しについては、「4.使用の許可 (4)使用の取消し」の取扱いとなります。

(4) 使用料等の減免

市及び市の執行機関が市の行政上のために利用する場合や、市内の学校教育団体や社会教育団体等がその事業目的のために使用する場合等は使用料等の免除・減免ができる場合がありますので、事前に協議を行い、「日田駅周辺広場使用料免除・減免申請書」(印鑑不要)を持参して手続きを行ってください。

4 使用の許可について

(1) 使用内容の確認

許可申請書等について使用基準等に照らし、内容の確認を行います。

確認の結果、許可に際し内容の修正や条件が付く場合があります。

また、内容によっては許可できない場合があります。

(2) 使用料の納付

【窓口申請の場合】	使用料については、許可書を交付する際に納付書を発行しますので窓口または金融機関で納付して下さい。	～支払方法～ 現金	～納入時期～ 納付書受領日から利用日まで
【施設予約システムで申請の場合】	承認メールが届いたら、システムにログインし、予約内容を確認して頂くことで、オンラインでの支払いが可能となります。	～支払方法～ PayPay、クレジット払い	～納入時期～ 利用日の5日前から利用日まで

(3) 許可書の携帯

使用の許可を受けた者は、広場を使用する際に許可書を携帯して下さい。

(4) 使用の取り消し

使用の許可を受けた後、広場の使用を取り消す場合は、速やかに「変更許可申請書」を提出して下さい。

なお、納入された使用料の還付は致しませんが、下記の理由に該当する場合は、その全部又は一部を還付する場合がありますので、「日田駅周辺広場使用料返還申請書」を提出して下さい。

- ① 広場の管理上必要があるため、その使用の許可を取り消したとき
- ② 使用者が事故の都合により10日前及び5日前に使用の許可の取り消しを申し出たとき
- ③ 災害その他やむを得ない事情により使用できなくなったとき

5 使用基準について

(1) 景観への配慮について

日田駅周辺広場は、JR日田駅の利用者や市民・観光客等多くの来街者が訪れる場所であることから、広場の使用にあたっては十分に景観へ配慮すること。

(2) 駅南・駅北自由広場の車両の乗り入れについて

- ① 駅南自由広場の日田石張りエリア(A=790 m²)の車両の乗り入れは基本的にできません。ただし、イベント等により乗り入れが必要な場合は協議を行うこと。
- ② 自由広場内の車両の通行については、歩行者の安全を十分に確保すること。
- ③ 資材等の搬入搬出の際は、広場内の施設が汚れたり破損したりしないよう十分な措置を行うこと。
- ④ 搬入搬出等に必要な車両については、使用者において駐車場を確保するものとし、資材等の積込積降時間以外は広場内に駐車できません。

(3) 駅南交通広場の乗り入れについて

交通広場を使用できる車両は、関係車両(日田市・JR九州)・日田市が委託により運営するバスの車両・日田市内に営業所のあるタクシー業者・観光バスや送迎バスです。

なお、交通広場における秩序の維持及び安全の確保を図るため、関係車両を除いて、一般車両の進入は禁止します。

また、バス乗降場を利用する場合は、短時間で乗降させ長時間の停車は行わないこと。

(4) 敷地内道路について

敷地内道路については、交通規則を遵守し安全に通行してください。また、JR利用者の送迎用車両は自家用車乗降場を利用して下さい。

(5) イベント時に火気等を使用する場合の取扱いについて

イベント時に広場で火気を使用する際は、下記の条件を厳守すること。

- ① 許可した場所以外での火気の使用は禁止する。
(喫煙所以外での広場での喫煙は禁止しております)
- ② 炎を発生する場合は、台座等を用いて地表より20cm以上離すこと。
- ③ 地表で、直に火を燃やす行為は禁止する。
- ④ 使用できる火気は、器具を用いてガスや液体燃料を燃焼させ炎を発生させるものや、炭などの固形燃料等を発熱させるものに限る。
- ⑤ 火災等に備えて、消火器具を常備すること。
- ⑥ 火気の使用に起因した、事故、損害については、申請者において責任をもって解決し、日田市は一切の責任を負わないものとする。
- ⑦ 公園施設(芝・樹木・その他の施設)を損傷させた場合は、申請者の責において原状復旧すること。
- ⑧ 上記条件が厳守されない場合は、使用を中止するとともに、今後の使用についても禁止することがあります。

(6) 広場の清掃等について

- ① 使用期間中及び使用終了後は広場内のゴミ拾い等の清掃を行うこと。
- ② 申請区域内の広場施設や路面の汚れについては、使用者の責任において清掃を行うこと。
特に飲食を伴う場合は、使用者による汚れはもとより、利用者の食べ残し等による汚れのひどいものについても使用者の責任において清掃すること。
- ③ 使用者はゴミ箱等を設置し、適切に処分すること。

(7) その他

- ① 使用については、関係法令を遵守し、不測の事態が生じた場合は、使用者が責任をもって対応すること。
- ② 音やにおいが発生する行為の場合は、広場に隣接する周辺店舗等へ必ず事前協議を行い十分な調整を図ること。
- ③ 現地に使用責任者が必ず常駐し、使用に起因する事故や苦情等については使用者の責任において速やかに解決処理を行うこと。

6 ●施設予約の流れについて(概要)

●施設予約の流れについて(概要)

使用予定日の空き状況を確認
・電話・メール・施設予約システム

※空き状況確認のみであれば、システムの「利用者登録」は不要です。

施設の予約 ※使用予定日の6か月前から予約可能
予約申請の方法は下記2通り

※申請から予約確定まで1～2週間要す場合がありますので、余裕をもって予約してください。

①窓口申請

②施設予約システム

■予約について

- ・貸出は、原則別紙「駅周辺広場 区割り図」に記載の区割り単位となります。
- ・利用時は、1日あたりの料金となり、使用面積と使用目的による単価/m²で料金計算します。
- ・区割りでの貸し出しに該当しないなど、不明な場合は「①窓口申請」で事前協議をおこなってください。

①窓口で予約申請する場合

日田市役所5階 都市整備課で
受付します

～準備物・提出物～

- ・許可申請書
- ・イベント概要
- ・配置イメージ

※内容により追加で資料の提出依頼を行う場合があります。

②施設予約システムで予約申請する場合

予約システムは
こちら



予約方法は3ページをご覧ください

～注意点～

- ・システムを利用して申請する場合は、事前に「利用者登録」が必要です。
- ・システムで予約後、受付メールが送信されます。
- ・イベント概要・配置イメージをメールまたは直接都市整備課に提出してください。

受付メール

～予約の変更・取り消しについて～
「日田駅周辺広場使用変更許可申請書」を速やかに都市整備課へ提出してください。

～予約の変更・取り消しについて～
承認前の状態であれば、システムから取消し可能です。ログイン後、「申込みの確認・取消」から該当の申込を取り消してください。

○市で内容審査を行います。(1～2週間程度期間を要す場合があります)

- ・許可申請書等について使用基準等に照らし、内容の確認を行います。
- ・確認の結果、許可に際し内容の修正や条件が付く場合があります。
- ・内容によっては許可できない場合があります。

○内容の承認

- ①窓口申請 … 許可書・納付書を発行します。
- ②システム申請 … 承認メールが届きます。
施設予約システムにログインし、許可書・請求書等が確認出来ます。

～利用料金の納付～

【方法】納付書による現金払い
【場所】市都市整備課
市内金融機関
【期日】納付書受領日から施設利用日まで

～利用料金の納付～

【方法】システムにログインし、電子決済
【決済方法】PayPay、クレジット
【期日】施設利用日の5日前から利用日まで

承認メール

～予約の変更・取り消しについて～

許可書発行後(承認後)の変更・取消は、「日田駅周辺広場使用変更許可申請書」を直接都市整備課へ提出してください。
※システム利用者においても同様です。(システムから取消しできません)

★施設利用日★

- ・許可書を携行してください。
- ・注意事項等ありますので、事前に「日田駅周辺広場の使用について」を必ずご一読ください。
- ・グリーストラップを使用する場合は、イベント終了時に下記2点が必要です。
 - ①清掃及び処分 → 専門業者(産業廃棄物収集運搬業許可業者)への依頼
 - ②清掃完了後の職員確認 → 都市整備課へ清掃確認依頼

